

# ふるさと文化応援定期預金 (長谷川等伯 再発見ファンド「等伯」)

2019年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	ふるさと文化応援定期預金(愛称:長谷川等伯 再発見ファンド「等伯」)
2. 取扱期間	2019年4月1日(月)~12月30日(月)
3. ご利用いただける方	当金庫創設の基金「長谷川等伯 再発見ファンド」※の目的および取組みに賛同されるすべてのお客さま(個人、個人事業者、法人、各種団体) ※「長谷川等伯 再発見ファンド」については、次頁をご覧ください。
4. 預金種類	自動継続型のスーパー定期または大口定期預金 ※ お預け入れ金額1,000万円未満はスーパー定期、1,000万円以上は大口定期預金でのお取り扱いとなります。
5. 期間	1年
6. お預け入れ (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	一括預入 20万円以上5,000万円以内 10万円単位
7. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻します。
8. お利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	年0.02%(固定金利) 上記利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期または大口定期預金の店頭表示の利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を1円、1年を365日とする日割計算をします。
9. 税金	個人の場合は20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。但し、マル優をご利用の場合を除きます。 法人の場合は総合課税となります。
10. 手数料	必要ありません。
11. 付加できる 特約事項	総合口座の担保とすることはできません。 マル優のお取り扱いができます。
12. 長谷川等伯 再発見 ファンドへの寄付	初回満期時にお受取利息の一部を「長谷川等伯 再発見ファンド」へ寄付いただきます。 ■ 寄付の同意 本商品のお申込みには「長谷川等伯 再発見ファンド」への寄付についての同意が必要です。「寄付同意書」に署名・捺印をいただきます。 ■ 寄付額 「初回満期時お受取利息(税引後)×5%」相当額 ※ 非課税となる方は「初回満期時お受取利息×5%」相当額 ※ 実際の寄付金額については、お預け入れ時に署名・捺印いただく「寄付同意書」をご確認ください。 ■ 寄付方法 初回満期時にお受取利息より自動で引き落しさせていただきます。 自動継続以降は、寄付金をお支払いいただくことはありません。
13. 期限前解約時の お取扱い	別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
14. 金利情報等の 入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
15. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<苦情処理措置> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部(9時~17時、電話:0767-52-3450)にお申し出ください。 <紛争解決措置> ・ 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、

	<p>富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9時～17時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> <li>・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
16. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本商品は証書式または通帳式定期預金でのお取り扱いとなります。（総合口座は不可）</li> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ ポイント制度「モットいいもの倶楽部」のポイント付与対象商品です。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。</li> <li>・ 市場動向等により預入利率を変更する場合や、募集動向により取扱期間中でも受付を終了させていただく場合があります。</li> </ul>

【別表】 預入期間に応じた期限前解約利率

預入期間	期限前解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%

■ 「長谷川等伯 再発見ファンド」について

1	目的	七尾市生まれの画聖『長谷川等伯』の七尾時代の足跡を調べ、等伯の作品収集及び情報発信活動等を通じて、地域全体での等伯の理解を深めること、また文化遺産としての価値を高め、その歴史や文化を次代へ継承することを目的とする。
2	活動資金	<p>ふるさと文化応援定期預金（長谷川等伯 再発見ファンド「等伯」）の取り扱いによる「預金者からの寄付金」および「当金庫の拠出金」を活動資金とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 預金者からの寄付金 「初回満期時お受取利息（税引後）×5%」相当額 ※非課税となる方は「初回満期時お受取利息×5%」相当額</li> <li>■ 当金庫の拠出金 「募集総額×0.003%」相当額</li> </ul>
3	事業内容	<p>(1) 歴史・文化継承活動 高度な文化的土壌と豊かな風土のなかで培われ、受け継がれてきた地域の文化遺産を次の百年へと発展、継承していくための活動を行います。</p> <p>(2) 足跡の調査・研究活動 能登で活躍した時代の足跡を調査・研究し、埋もれてきた等伯伝説を明らかにすることで、文化遺産としての価値を高めます。</p> <p>(3) 作品収集への支援活動 作品収集を支援することで、等伯生誕地としての地域ブランドの向上を目指します。</p> <p>(4) 情報発信活動 等伯の魅力を広めるための啓蒙活動、情報発信活動を行います。</p>
4	公表	「長谷川等伯 再発見ファンド」の活動状況や収支内容については、当金庫ホームページおよびディスクロージャー誌にて公表します。